

千葉県耐震診断費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第23条の規定に基づき、木造住宅及びマンションの耐震診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は、事業要綱に定めるところによる。

- (1) 診断士耐震診断 木造住宅耐震診断士又はマンション耐震診断士が補助対象住宅を耐震診断することをいう。
- (2) 設計者耐震診断 補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士で、木造住宅にあつてはアに、マンションにあつてはイに該当する者が、当該住宅を耐震診断することをいう。
ア 事業要綱第10条第3号に規定する者
イ 事業要綱第18条第3号に規定する者
- (3) 耐震診断士等 診断士耐震診断及び設計者耐震診断を行う者をいう。

(業務の基本方針)

第3条 耐震診断士等は、事業要綱第15条及び第21条の規定を遵守して当該耐震診断を行わなければならない。

第2章 木造住宅耐震診断費補助金

(補助の対象)

第4条 木造住宅の耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の対象となる耐震診断は、診断士耐震診断及び設計者耐震診断とする。

(経費及び補助額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額（以下「補助額」という。）は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- (1) 補助対象経費 補助対象住宅の耐震診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額
- (2) 補助額 補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、4万円を限度とする。なお、千円未満の端数は切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 木造住宅の耐震診断に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県木造

住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ耐震診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、第4号及び第5号の書類については、個人情報確認同意書（別記様式第1号）の提出により省略することができる。

- (1) 当該住宅に係る登記事項証明書
- (2) 補助対象住宅の平面図
- (3) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (4) 申請者及び所有者全員の住民票の写し
- (5) 前年度の市民税、固定資産税、都市計画税納税証明書又は滞納無証明書
- (6) 設計者耐震診断を行う場合は、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
(交付決定通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による通知を受けた後に耐震診断に係る契約を締結し、補助事業に着手するものとする。
(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(事業内容の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次に掲げる事項について、事業の内容を変更する場合は、千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできない。

- (1) 補助額が減額となる事業内容の変更を行うとき
- (2) 耐震診断士を変更するとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該変更内容を審査し適当であると認めたとき、千葉市木造住宅耐震診断費補助金変更交付決定通知書

(様式第5号)により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第10条 補助金の交付を申請した者は、第7条第1項に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉市木造住宅耐震診断費補助事業取下げ届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業中止承認書(様式第8号)により通知するものとする。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、第8条第2号に規定する遅延等に係る報告をするときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業遅延等報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書(様式第10号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第5号の書類は、精密診断法により耐震診断した場合に限る。

(1) 耐震診断報告書

(2) 現地調査の写真その他関係資料

(3) 耐震診断の実施に係る契約書の写し

(4) 耐震診断に要した費用に係る領収書の写し

(5) 精密診断に係る調査概要書(別記様式第2号)

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して45日以内かつ当該年度の2月末日までに行うものとする。

(額の確定通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、千葉市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

第3章 マンション耐震診断費補助金

第1節 共通事項

(補助の対象)

第15条 マンションの耐震診断に要する費用に対する補助金の交付の対象となる耐震診断は、診断士耐震診断及び設計者耐震診断とする。

(補助の条件)

第16条 市長は、マンション管理組合が、耐震診断を実施することについて、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条又は第52条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する集会の決議を行った場合でなければ、補助金を交付しないものとする。

2 市長は、予備診断の結果、本診断が必要であるとマンション耐震診断士が認めた場合でなければ、本診断に係る補助金を交付しないものとする。

(経費及び補助額)

第17条 補助対象経費及び補助額は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(経費及び補助額)

	補助対象経費	補助額	
予備診断	予備診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1棟あたり3万4千円又は1管理組合あたり17万円のいずれか低額を限度とする。 なお、千円未満の端数は、切り捨てる。	
本診断	本診断に要する費用で、耐震診断士等に支払った額	200戸未満	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1戸あたり4万円又は1管理組合あたり116万6千円のいずれか低額を限度とする。 なお、千円未満の端数は、切り捨てる。
		200戸以上	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1管理組合あたり400万円を限度とする。 なお、千円未満の端数は、切り捨てる。

第2節 予備診断

(交付の申請)

第18条 補助事業者となることを希望するマンション管理組合の代表者（以下「申請者」という。）は、予備診断に係る補助金の交付を申請しようとするとき、千葉県マンション耐震診断費補助金交付申請書〔予備診断〕（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ予備診断

に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。

- (1) 建築確認通知書の写し又は建築台帳記載事項証明書
- (2) 予備診断実施に係る総会の決議書等又はこれに代わるもの
- (3) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表者であることが確認できる書類
- (4) 予備診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (5) 構造関係図書の目次の写し
- (6) 設計者耐震診断の場合、補助対象住宅の当初の設計又は工事監理をした建築士又は建築士事務所に勤務する建築士であることを証する書類及び耐震診断講習会修了証の写し

2 千葉市耐震診断費補助事業抽選結果通知書（別記様式第3号）を受け、抽選結果が当選となった者は、次の各号に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

- (1) 配置図、平面図、立面図等建物の概要がわかる図面
- (2) 面積表等、用途別・階別・各住戸の面積が確認できるもの
- (3) 管理規約の写し
- (4) 区分所有部分ごとの用途並びに区分所有者の住所及び氏名の一覧表等、区分所有者が現に居住する住宅の戸数が確認できるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第19条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、千葉市マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔予備診断〕（様式第14号）により通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、千葉市マンション耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（交付の条件）

第20条 市長は、前条により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合（以下「遅延等」という。）には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（事業内容の変更）

第21条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、次に掲げる事項について、事業の内容を変更する場合、千葉市マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔予備診断〕（様式第16号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、これにより補助額を増額することはできな

い。

- (1) 補助額が減額となる事業内容の変更を行うとき
- (2) 耐震診断士を変更するとき
- (3) その他市長が必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該変更内容を審査し適当であると認めるとき、千葉県マンション耐震診断費補助金変更交付決定通知書〔予備診断〕(様式第17号)により通知するものとする。

(事業の取下げ及び事業の中止)

第22条 補助金の交付を申請した者は、第19条に規定する交付決定通知前に事業の取下げをしようとするときは、速やかに千葉県マンション耐震診断費補助事業取下げ届出書〔予備診断〕(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第20条第1号に規定する事業の中止に係る承認を受けようとするときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業中止承認申請書〔予備診断〕(様式第19号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業中止承認書(様式第20号)により通知するものとする。

(遅延等の報告)

第23条 補助事業者は、第20条第2号に規定する遅延等に係る報告をするときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業遅延等報告書〔予備診断〕(様式第21号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第24条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業実績報告書〔予備診断〕(様式第22号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 予備診断結果報告書
- (2) 本診断に要する経費に係る見積書の写し
- (3) 予備診断の実施に係る契約書の写し
- (4) 予備診断に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(額の確定通知)

第25条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合、提出された書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助額を確定し、千葉県マンション耐震診断費補助金額確定通知書〔予備診断〕(様式第23号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第26条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、千葉県マンション耐震診断費補助金交付請求書〔予備診断〕(様

式第24号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときには、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

第3節 本診断

(交付の申請)

第27条 本診断に係る補助金の交付を申請する者は、千葉県マンション耐震診断費補助金交付申請書〔本診断〕(様式第25号)に次の各号に掲げる書類を添付して、申請の受付期間内かつ本診断に係る契約を締結する前に、市長に申請しなければならない。ただし、予備診断に係る補助金の交付を受けていない場合には、第18条第1項に掲げる予備診断における必要書類(ただし、第18条第1項第2号、第4号に掲げる書類を除く。)を添えて予備診断報告書を提出するものとする。

- (1) 本診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (2) 本診断実施に係る総会の議決書又はこれに代わるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 千葉県耐震診断費補助事業抽選結果通知書(別記様式第3号)を受け、抽選結果が当選となった者は、予備診断に係る補助金の交付を受けていない場合、第18条第2項に掲げる書類を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(規定の準用)

第28条 前条の規定による申請があった場合、次の各号に掲げる事項については、第19条から第23条、第25条及び第26条の規定を準用する。

- (1) 交付決定通知及び不交付決定通知
- (2) 交付決定にあたり条件を附すこと
- (3) 事業内容の変更に係る申請及び決定通知
- (4) 事業の中止に係る承認申請及び承認通知
- (5) 遅延等の報告及び指示
- (6) 補助金の額の確定通知
- (7) 補助金の交付の請求

- 2 前項においては、次の表のア欄に掲げる規定の同表イ欄に掲げる字句は、同表ウ欄に掲げる字句に読み替えてこれらの規定を適用する。

ア	イ	ウ
第19条 第1項	千葉県マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔予備診断〕(様式第14号)	千葉県マンション耐震診断費補助金交付決定通知書〔本診断〕(様式第26号)
第21条 第1項	千葉県マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔予備診断〕(様式第16号)	千葉県マンション耐震診断費補助金変更交付申請書〔本診断〕(様式第16号の2)

第21条 第2項	千葉県マンション耐震診断費 補助金変更交付決定通知書〔予備 診断〕（様式第17号）	千葉県マンション耐震診断費 補助金変更交付決定通知書〔本 診断〕（様式第27号）
第22条 第1項	千葉県マンション耐震診断費 補助事業取下げ届出書〔予備診 断〕（様式第18号）	千葉県マンション耐震診断費 補助事業取下げ届出書〔本診 断〕（様式第18号の2）
第22条 第2項	千葉県マンション耐震診断費 補助事業中止承認申請書〔予備 診断〕（様式第19号）	千葉県マンション耐震診断費 補助事業中止承認申請書〔本診 断〕（様式第19号の2）
第23条	千葉県マンション耐震診断費 補助事業遅延等報告書〔予備診 断〕（様式第21号）	千葉県マンション耐震診断費 補助事業遅延等報告書〔本診 断〕（様式第21号の2）
第25条	千葉県マンション耐震診断費 補助金額確定通知書〔予備診 断〕（様式第23号）	千葉県マンション耐震診断費 補助金額確定通知書〔本診断〕 （様式第29号）
第26条 第1項	千葉県マンション耐震診断費 補助金交付請求書〔予備診断〕 （様式第24号）	千葉県マンション耐震診断費 補助金交付請求書〔本診断〕（様 式第24号の2）

（実績報告）

第29条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、千葉県マンション耐震診断費補助事業実績報告書〔本診断〕（様式第28号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）本診断結果報告書
- （2）本診断結果報告書の内容を要約した概要版
- （3）本診断の実施に係る契約書の写し
- （4）本診断に要した費用に係る領収書の写し

2 前項の規定による報告は、補助金の交付決定があった日から起算して90日以内かつ当該年度の3月15日までに行うものとする。

第4章 取消等

（決定の取消通知）

第30条 市長は、補助事業者が規則第17条第1項に規定する不正行為を行ったと認めた場合、千葉県耐震診断費補助金交付決定取消通知書（様式第30号）により補助事業者に通知するものとする。

（返還命令）

第31条 市長は、規則第18条第1項の規定による補助金の返還命令を行う場合、千葉県耐震診断費補助金返還命令書（様式第31号）によるものとする。

第5章 雑則

(補則)

第32条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は都
市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式の記名押印
部分は平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の平成26年4月1日から施行する様式は、平成26年6月1日
以降も当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。